

令和4年3月28日招集

第22回

定 例 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第22回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和4年3月28日午前9時30分から下記議案審議のため、第22回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

第 68 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する可否決定について

第 69 号議案 農用地利用集積計画に対する可否決定について

第 70 号議案 農地利用配分計画に対する意見決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 小池俊木 君	2番 西村修市 君	3番 長谷川正典 君
4番 坂内長市 君	5番 佐藤愛子 君	6番 今井和幸 君
7番 飯岡佐治雄 君	8番 加茂重夫 君	9番 近藤サチ子 君
	11番 渡邊繁明 君	12番 笠間栄一 君
13番 梅田守康 君	14番 坂上武久 君	15番 小柳成吾 君
16番 坂上辰彦 君	17番 増井敬治 君	18番 浅川和夫 君
19番 永井尚文 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

10番 吉村陽介 君

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 番場 勇君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久君
須田1番 高橋正明 君	須田2番 牛腸利生 君	

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 大竹 久範 君	次長 美原 暁君
------------	----------

議長(永井尚文君)

議長(永井尚文君)

事務局(大竹久範君)

の更正図となります。3ページの更正図をご覧ください。図面上で斜線が引かれている部分が申請地のうち地番 [] で、北側に隣接する宅地 [] 及び別の図面となっているもう一つの申請地、地番 [] と一体的に住宅敷地が形成されています。申請地の東側の更正図が、4ページの図面となりますのでご覧ください。縮尺や作成時期がことなるため、3ページの図面と接合しません。点線で表示している部分が3ページの更正図で示した位置となり、斜線が引かれている部分が申請地、地番 [] となります。4ページの利用計画図をご覧ください。申請地と一体利用地の位置関係及び建物の配置を示しています。申請地は太線で囲んである部分となります。現在、申請地は一体利用地と合わせて 1,015.38 平方メートルの住宅敷地として利用しており、建築面積 218.19 平方メートルの住宅、建築面積 179.61 平方メートルの農業用倉庫及び建築面積 49.8 平方メートルと 29.81 平方メートルの農業用車庫が建築されており、利用計画図の配置のとおりとなっています。なお、住宅のリフォームについては、既存住宅の内部の改装が主なものとなっており、住宅の形状は現状と大きく変わらない予定となっています。資料の6ページはリフォーム後の住宅の平図面となります。

この申請案件について、農地転用に関する許可基準により確認しますと、

まず、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、申請地の東側が農地の広がりにつながっており、10ha以上の集団的に存在している農地の一部を構成していますので、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を許可しない農地として位置づけられていますが、公共性の高い事業に供される場合や、地域の農業の振興に資する施設の用に供される場合等には、例外的に許可できることになっています。申請案件の転用目的である集落に接続する住宅及び農業用施設に供するための転用は、例外的に転用許可可能であります。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」及び「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、既存の住宅及び農業用車庫2棟は既に転用事業に供されておりますので、適当であると判断されます。なお、住宅のリフォームに係る事業については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載内容で融資により対応する計画となっており金融機関から発行された融資応じるとする証明書により、事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「計画面積の妥当性」については、申請地の面積と住宅の建築面積を農家住宅の審査基準に照らしてみると、住宅のみで判断した場合は住宅敷地の面積が審査基準の範囲を超えますが、農業用施設の建築面積やその配置から見て、過剰な面積ではなく、適当であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の東側に申請人所有の樹園地が所在していますが、現状で営農に支障が生じている様子が無いこと、また、既存の合併浄化槽等の被害防止施設により、現状で周

議長(永井尚文君)

15 番(小柳成吾君)

議長(永井尚文君)

議長(永井尚文君)

辺地等の利用に支障が生じていないことが現地調査で確認されていることから、今後も支障は生じないと判断できます。

以上によりまして、この案件は、転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

なお、申請に際して、申請人から長期間にわたって違反転用の状態になっていたことを謝罪し、今後は農地法を遵守する旨の内容が記載された始末書が添付されております。

説明は以上でございます。

事務局の説明が終わりました。

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします

現地調査の報告、15 番小柳委員。

15 番 小柳です。

現地の調査を3月 17 日に西村委員と行ってきましたので、その内容を報告します。

申請地は、先程の事務局の説明のとおり、申請人の宅地と一緒にひとまとまりの住宅敷地となっており、住宅や農業用施設が所在していました。一体的に形成された住宅敷地の北側は宅地、西側は市道、南側は農業用施設用地にそれぞれ面していました。申請地の東側に申請人が所有、耕作する樹園地が接続していましたが、住宅敷地からの土砂等の流出は生じておらず、現状で営農への支障は生じていないと判断できました。既存の住宅からの污水は、合併浄化槽を介して申請地が面する市道に設置された排水路へ放流されており、適正に処理されていました。また、雨水も污水と同様に市道に設置された排水路への放流や自然浸透により適正に処理されており、周辺地の利用に支障を及ぼしていないことが確認できました。今後予定する住宅のリフォームの実施後も、これまでと同様の被害防止対策が予定されていることから、事業実施後も周辺地の利用に支障が生じる恐れはないものと判断しました。

以上の現地の状況から、申請地での事業実施が周辺地の利用に支障を及ぼしていないと考えられるため、許可相当と判断いたしました。

以上、報告を終わります。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第 69 号議案

「農地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局(大竹久範君)

事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長 大竹です。

それでは、議案の 2 ページをお願いしたいと思います。

【議案第 69 号朗読後、説明】

別冊の「農用地利用集積計画令和4年4月 11 日公告」の内容につきましては、次のページから各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第 69 号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1、2による説明)

参考資料2の2ページの整理番号利－4－93 から 101 については、農地中間管理事業による利用権設定です。これらに関して農地中間管理機構が農地を耕作者に貸付けるために作成する農用地利用配分計画については、次の議案で意見を審議いただくこととしています。

また、参考資料2の4ページの(2)所有権移転関係は農地移動適正化あっせん事業によってあっせん委員から結び付けていただき成立した売買です。

なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(しばらく声なし。)

議長(永井尚文君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君)

挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

次に、第 70 号議案

「農用地利用配分計画に対する意見決定について」を上程いたします。

なお、13 番 梅田守康委員は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

また、下条1番 井上長治推進委員は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限に準じて、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(※13 番 梅田守康委員、下条 1 番 井上長治推進委員退席)

事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

はい、事務局長 大竹です。

それでは、議案の 3 ページをお願いします。

【議案第 70 号朗読後、説明】

この案件は、農地中間管理機構から事務委託を受けた加茂市が作成した計画案の内容について市長が当農業委員会に意見を求めてきたことに応じて、意見を提出するものです。

対象となる農用地利用配分計画は、先程の第 69 号議案で審議いただいた農用地利用集積計画のうち、農地中間管理機構である公益社団法人新潟県農林公社が借り入れた農地を、受け手である農業者へ貸付ける契約をまとめたものとなります。

加茂市で作成した計画案は、別冊の「農用地利用配分計画(案)」の各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第 70 号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1、2による説明)

参考資料2の2ページの(2)利用権移転関係については、従前の耕作者が亡くなったため、賃借人の相続人から新たな賃借人に賃借権を移転するものです。

なお、この計画案で定めた契約内容は、農地中間管理機構が予め受け手として登録した農業者に貸し付けられることから、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るものとなっていると判断できます。

説明は以上でございます。

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

はい。

はい、加茂委員。

8番、加茂ですけれど、農地利用配分計画に対して、規模拡大ばかり考えている生産組合も有ると思いますので、地元に迷惑をかけないように、維持管理をすかつとしてもらうように、契約する時、確約書を交わしてもらいたいと思っています。

その辺が一番大事なところで、田んぼの中なんて草だらけでも何でも良いんですけれど、畦とかすべての面で人に迷惑をかけないような作業をしてもらいたいと思っておりますので、どうでしょうか。

ただただ契約すれば良いというものではないですよ。最近、若い人達は、おろそかになって、迷惑をかけているので、その辺、きつくお願いいたします。

はい、事務局。

事務局、美原です。

契約の時には、適正に利用してくださいということで、お願いしておりますので、今後も引き続き、そのお願いを継続したいと思っております。

それでよろしいでしょうか。

議長(永井尚文君)

8番(加茂重夫君)

議長(永井尚文君)

8番(加茂重夫君)

議長(永井尚文君)

事務局(美原 暁君)

議長(永井尚文君)

8番(加茂重夫君)	文書は交わさないんですか。証拠が有りませんよ。言った、言わないの。 一筆書いてもらうのも手ではないかなと思いますけれども。 そこが一番大事なところです。
議長(永井尚文君)	はい、事務局。
事務局(美原 暁君)	事務局、美原です。 一応、権利設定をいただく時の申出書の中に、権利の設定を受ける農地及び今まで受ける方が作付けしている農地等の全てを効率的に利用しますという文章が申出書の中に入っております。
7番(飯岡佐治雄君)	はい。
議長(永井尚文君)	飯岡さん。
7番(飯岡佐治雄君)	関連ですけど、69号議案の資料が有りますけれど、そこの所の13ページにそんなふうな事が書いて有ります。
議長(永井尚文君)	はい、事務局。
事務局(美原 暁君)	事務局、美原です。 飯岡委員が言われるように、共通事項と言うことで契約内容にあたるわけですが、69号議案の本体の方の13ページをご覧になっていただきますと、共通事項の契約内容が書かれておりまして、この括弧8で要件取得者の責務ということで書かれております。 それを読みますと、「乙はこの農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を恒常的かつ適正に利用しなければならない。」ということで、耕作者の方の責務規定が掲げられておりまして、これに基づいて契約しているということになります。
議長(永井尚文君)	それを具体的に事務局の方で、貸し借りの際に、借りる方に明確に、ここにこういうふうに書いてあるけれども、これを遵守してくださいというふうに、きつく申し添えて下さい。それで良いんですよ。
8番(加茂重夫君)	はい、お願いします。
議長(永井尚文君)	坂内さん。
4番(坂内長市君)	4番坂内です。 適正に利用しなければならないと有りますけれども、周りの人が、あんなんじゃうまくないと言った時に、農業委員会の事務局へ申し入れして、事務局から本人にまた通知してもらうようなことができないのでしょうか。
事務局(美原 暁君)	事務局、美原です。 実際に、あまりひどいような場合は、こちらの方に連絡いただきまして、その際は、地元を管轄にしている委員さんとか推進員さんの方に、その耕作者の方に、適正利用の方を指導していただくようお願いしたという事例もあります。
議長(永井尚文君)	飯岡委員。
7番(飯岡佐治雄君)	ここの適正利用という字句ですけども、この辺について、もうちょっと、まあ、さっき加茂さんとか、坂内さんとかが言ったように、うちらも心配しますよね。適正利用というのは、この字句はおかしいんで、もうちょっと相手も分かって自分も分か

事務局(美原 暁君)

るような字句にしてもらおうと良いかな、なんて思うんですね。

適正利用って、「そんげんあたりまえらこてや」って多分言われるんでしょうけれど、もうちょっと柔らかく、強くとかそういうふうにしてもらおうと良いと思うんですけどね。

その辺についてはですね、窓口で申し出いただいた時に、事務局の方から周りに迷惑をかけないようにと言うことで、耕作者の方にお伝えしたいと思います。

ただ、申し出に来られるのが、必ずしも耕作者の方が来ない場合も有るんですね。所有者の方がまとめて申出書を出しに来る場合も有るので、その辺を注意しながら、耕作者の方にそれが伝わるように説明したいと思います。

7番(飯岡佐治雄君)

はい。

議長(永井尚文君)

はい、飯岡さん。

7番(飯岡佐治雄君)

さっき美原さんが言ったように、目的物を周りに迷惑をかけないように有効的に利用する。そう言うふうな字句って、加えられる事ってできるんですかね。まあ、あんまり厳しすぎる。さっき言ったように、言った言わない書いてる、買いてないなんて事になるとどうにもならない。ちょっと気になる場所ですね。

議長(永井尚文君)

はい、事務局。

事務局(美原 暁君)

先ほど飯岡委員が言われたように、適正利用と言えば、皆さんも当たり前だという感覚も有ると思いますので、あんまり細かい文字を契約事項に入れるというのは、どうかと言う部分もありますし、市の基本構想で定めた契約内容で有りますので、簡単にじゃあそっちの方で良いですという言うことで切り替えるのもちょっと難しい部分が有りますので、こちらの方としましては、契約に来た方に、適正利用というのは、周りに迷惑をかけないような耕作で有ることを伝えていきたいというふうに考えています。

議長(永井尚文君)

飯岡さん、加茂さん、坂内さんよろしいですか。

(「はい」の返事あり)

議長(永井尚文君)

他にありませんでしょうか。

(しばらく声なし)

議長(永井尚文君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、農用地の利用の効率化及び高度化の推進を図る観点から異議ないものと認めるとして、市長に意見を提出することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君)

挙手、全員でありますので、本議案は農用地の利用の効率化及び高度化の推進を図る観点から異議ないものと認めるとして、市長に意見を提出することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いします。

(※13 番 梅田守康委員、下条 1 番 井上長治推進委員着席)

議長(永井尚文君)

退席委員に報告します。本議案は農用地の利用の効率化及び高度化の推進を図る観点から異議ないものと認めるとして、市長に意見を提出することに決

	定いたしました。お 2 人には、今後の管理を適正によりしくお願い申し上げます。 ありがとうございました。 以上で本日の議案は全部終了いたしました。 (議案審議終了午前 10 時 33 分)
議長(永井尚文君)	これより、報告案件をお願いいたします。
事務局(大竹久範君)	事務局の説明をお願いいたします。
	はい、事務局長 大竹です。
	議案の4ページをお願いしたいと思います。
	【報告第 1 号朗読】
	番号1は賃貸人が経営を果樹中心にするため、解約を希望し合意解約されたもので、新たな耕作者に利用権が設定されています。番号2と3は賃借人が亡くなったため、相続人と所有者で合意解約されたものです。これらについても、新たな耕作者に賃借権が設定されています。番号4以降は農地中間管理事業に転換するため合意解約されたものです。
	【報告第 2 号朗読】
	説明は以上です。
議長(永井尚文君)	事務局の説明が終わりました。
	報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。
	(しばらく声なし)
議長(永井尚文君)	ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。
	次に、事務報告をお願いいたします。
	令和 4 年 2 月 28 日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。
	(事務報告)
	【議案 15 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】
議長(永井尚文君)	以上で事務報告が終わりました。
	報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。
	(しばらく声なし)
議長(永井尚文君)	ないようでありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。
	これにて、加茂市農業委員会第 22 回定期総会を終了いたします。
	(閉会時刻:午前 10 時 58 分閉会)

令和4年3月 28 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

7 番 委 員

8 番 委 員
